**令和６年度人権施策**

**並びに予算に関する要望書**

**令和５年７月**

**大阪府**

**大阪府市長会**

**大阪府町村長会**

令和５年７月２８日

**令和６年度人権施策並びに予算に関する要望書**

大阪府知事　　吉　村　　洋　文

大阪府市長会会長　　辻󠄀　　　宏　　康

大阪府町村長会会長　　田　　代　　　堯

大阪府及び府内市町村の様々な人権問題解決のための施策の推進に、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

大阪府及び府内市町村におきましては、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、人権意識の高揚を図るための施策、人権擁護に資する施策を推進しています。

しかしながら、人権を取り巻く状況は、女性、子ども、高齢者、障がい者、性的マイノリティ等への様々な差別や人権侵害、同和問題、ヘイトスピーチ、新型コロナウイルス等の感染症に関する差別、インターネット上での人権侵害等、大変厳しい状況にあります。

今後とも、大阪府及び府内市町村は連携しながら更なる人権施策の充実を図ってまいりますが、人権問題の早期かつ根本的な解決のためには、国における施策の充実や必要な財源の確保などが不可欠です。

ついては、本要望書に記載の要望内容について適切な措置を講じられるようお願い申し上げます。

目　　　　　　次

内閣府　･････････････････････････････････････ 　１

総務省　･････････････････････････････････････ 　２

法務省　･････････････････････････････････････ 　４

財務省･･････････････････････････････････････ 　 ８

文部科学省　･････････････････････････････････････ 　９

厚生労働省　･････････････････････････････････････ 　１０

経済産業省 ･････････････････････････････････････ 　１３

国土交通省 ･････････････････････････････････････　 １４

警察庁　･････････････････････････････････････ 　１６

個人情報保護委員会　･････････････････････････････････････ 　１７

こども家庭庁　･････････････････････････････････････ 　１８

**内閣府**

**１　市町村配偶者暴力相談支援センターの設置の促進について**

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」により、市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務として規定されています。また、令和６年４月１日の法改正において、現行法の保護命令の対象が拡大される予定であり、配偶者暴力相談支援センターの役割がますます大きくなります。そのため、被害者のもっとも身近な相談窓口として、適切な支援を行えるよう、市町村での配偶者暴力相談支援センターの設置を促進する必要があります。

市町村において支援センターを早期設置できるよう、市町村に対して専門職員の配置に向けた支援や必要な財政措置を講じてください。

**総務省**

**１　インターネットを悪用した差別行為の防止について**

インターネットを悪用した、いわゆる同和地区の所在地情報の流布や、外国人・障がい者等に対する偏見をあおるような情報の掲載、また、個人の名誉やプライバシーの侵害、新型コロナウイルス等の感染症に関する差別など、様々な人権侵害が発生しています。また、採用選考におけるＳＮＳ調査が企業からの依頼で調査会社において行われているとの報道があり、これらの調査は公正な採用選考に影響を及ぼすとともに差別につながる身元調査が行われることも懸念されます。

このような差別行為や人権侵害の防止について、国においては、被害者の発信者情報開示請求に係る非訟手続の創設や侮辱罪の法定刑の引上げ等の対策が講じられております。今後、損害賠償等による被害者の早期救済や発信者に対する誹謗中傷の抑止等について、真に実効性のあるものとなるよう、これらの取組の一層の周知を図ってください。

人権侵害情報の削除について、依然として、発信者・コンテンツプロバイダの自主的な判断や司法判断に委ねられており、早期削除を願う被害者にとっては必ずしも十分な状況ではありません。

そこで、プロバイダ等が人権擁護機関からの削除要請に応じた場合に賠償責任を免責する旨をプロバイダ責任制限法に規定するとともに、いわゆる同和地区の所在地情報の流布やヘイトスピーチ等極めて悪質と判断される情報に限った上で、表現の自由の保障に配慮しつつ、サイトブロッキングが実施できるよう制度整備を行ってください。

また、表現の自由の制限のあり方や具体的な対処方策についての検討をはじめ、迅速に人権救済を図ることができる、独立性を有する第三者機関を設置してください。

これまで以上に総務省と法務省との連携を深め、差別行為の防止のために必要な法的措置など、被害者の負担軽減に向けた取組をさらに進めてください。

**２　本人通知制度等による住民票の写し等の不正請求の防止対策について**

住民票の写し等の不正取得を防止するため、平成２０年５月に改正住民基本台帳法が施行されましたが、その後も平成２３年には愛知県の行政書士等、平成２７年には東京都の司法書士、令和３年には栃木県の行政書士による不正請求事件等が全国的に発覚しています。

このように、第三者請求の規定を悪用した特定事務受任者による不正請求が度々起きており、被交付請求者の個人情報に関わる権利が侵害されています。そのため、不正請求のさらなる抑止や個人情報保護の徹底のための制度充実、取組の強化が求められています。

大阪府では、不正請求を防止するため、住民票の写し等の交付事実を被交付請求者へ通知する本人通知制度（事前登録制）を大阪府内すべての市町村で導入しています。前述の愛知県の事件の公判記録では、容疑者らは、不正請求が発覚しないよう、本制度が導入されている市町村に対する請求については、依頼を断っていたとあり、本制度は不正請求の抑止効果が認められます。

他方で、市町村からは、団体間で制度（通知内容、請求者情報の開示等）が異なることや、法律に根拠が規定されていないことによる制度運用の難しさ等についての意見が出ています。また、他の都道府県では、本人通知制度を導入していない市町村が多数存在しており、他の都道府県に本籍地を置いている場合は、不正請求されても本人に通知されず、抑止効果は限定的です。

このため、統一的な実施ができるよう、本人通知制度の法制化を行い、全国すべての市町村で導入し、抑止効果を高めることが必要です。

つきましては、正当な理由をもって住民票の写し等の交付を受ける者への影響を調べるために、特定事務受任者（８士業）の団体へのヒアリングを行うなど、本人通知制度の法制化についての課題と解決策について具体的に検討を進め、第三者等から住民票の写し等を請求・取得された場合の本人通知制度の早期法制化など、不正取得防止のための必要な措置を講じてください。

**法務省**

**１　人権教育・啓発に関する施策の推進及び人権啓発活動地方委託事業の執行要件の見直し等について**

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、着実かつ効果的な人権教育・啓発に関する施策の推進に努めてください。その際には、内閣府、文部科学省等とも連携し、具体的な差別事象を踏まえた実効性のあるものとなるようにしてください。

また、人権啓発活動地方委託事業については、地域の実情に応じたきめ細かい啓発活動ができるよう、地方公共団体に対する財政支援のより一層の充実を図るとともに、事業の実施にあたっては、地方公共団体においてより効果的かつ柔軟な啓発活動ができるよう、執行要件の見直しの措置を講じてください。

**２　人権救済等に関する法制度の確立について**

児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、子ども同士のいじめや配偶者等への暴力等のほか、インターネットを悪用した、いわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が多数発生しています。

また、平成２８年４月には「復刻　全国部落調査　部落地名総鑑の原典」と題し、同和地区名とする地名等を一覧にした書籍が発行、販売されようとしたところです。

このような様々な人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済等に関する法制度を早期に確立してください。

**３　本人通知制度等による戸籍謄本等の不正請求の防止対策について**

戸籍謄本等の不正取得を防止するため、平成２０年５月に改正戸籍法が施行されましたが、その後も平成２３年には愛知県の行政書士等、平成２７年には東京都の司法書士、令和３年には栃木県の行政書士による不正請求事件等が全国的に発覚しています。

このように、第三者請求の規定を悪用した特定事務受任者による不正請求が度々起きており、被交付請求者の個人情報に関わる権利が侵害されています。そのため、不正請求のさらなる抑止や個人情報保護の徹底のための制度充実、取組の強化が求められています。

大阪府では、不正請求を防止するため、戸籍謄本等の交付事実を被交付請求者へ通知する本人通知制度（事前登録制）を大阪府内すべての市町村で導入しています。前述の愛知県の事件の公判記録では、容疑者らは、不正請求が発覚しないよう、本制度が導入されている市町村に対する請求については、依頼を断っていたとあり、本制度は不正請求の抑止効果が認められます。

他方で、市町村からは、団体間で制度（通知内容、請求者情報の開示等）が異なることや、法律に根拠が規定されていないことによる制度運用の難しさ等についての意見が出ています。また、他の都道府県では、本人通知制度を導入していない市町村が多数存在しており、他の都道府県に本籍地を置いている場合は、不正請求されても本人に通知されず、抑止効果は限定的です。

このため、統一的な実施ができるよう、本人通知制度の法制化を行い、全国すべての市町村で導入し、抑止効果を高めることが必要です。

つきましては、正当な理由をもって戸籍謄本等の交付を受ける者への影響を調べるために、特定事務受任者（８士業）の団体へのヒアリングを行うなど、本人通知制度の法制化についての課題と解決策について具体的に検討を進め、第三者等から戸籍謄本等を請求・取得された場合の本人通知制度の早期法制化など、不正取得防止のための必要な措置を講じてください。

**４　インターネットを悪用した差別行為の防止について**

インターネットを悪用した、いわゆる同和地区の所在地情報の流布や、外国人・障がい者等に対する偏見をあおるような情報の掲載、また、個人の名誉やプライバシーの侵害、新型コロナウイルス等の感染症に関する差別など、様々な人権侵害が発生しています。また、採用選考におけるＳＮＳ調査が企業からの依頼で調査会社において行われているとの報道があり、これらの調査は公正な採用選考に影響を及ぼすとともに差別につながる身元調査が行われることも懸念されます。

このような差別行為や人権侵害の防止について、国においては、被害者の発信者情報開示請求に係る非訟手続の創設や侮辱罪の法定刑の引上げ等の対策が講じられております。今後、損害賠償等による被害者の早期救済や発信者に対する誹謗中傷の抑止等について、真に実効性のあるものとなるよう、これらの取組の一層の周知を図ってください。

人権侵害情報の削除について、依然として、発信者・コンテンツプロバイダの自主的な判断や司法判断に委ねられており、早期削除を願う被害者にとっては必ずしも十分な状況ではありません。

そこで、プロバイダ等が人権擁護機関からの削除要請に応じた場合に賠償責任を免責する旨をプロバイダ責任制限法に規定するとともに、いわゆる同和地区の所在地情報の流布やヘイトスピーチ等極めて悪質と判断される情報に限った上で、表現の自由の保障に配慮しつつ、サイトブロッキングが実施できるよう制度整備を行ってください。

また、表現の自由の制限のあり方や具体的な対処方策についての検討をはじめ、迅速に人権救済を図ることができる、独立性を有する第三者機関を設置してください。

これまで以上に総務省と法務省との連携を深め、差別行為の防止のために必要な法的措置など、被害者の負担軽減に向けた取組をさらに進めてください。

**５　差別につながる土地調査への対応について**

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では、平成２３年１０月に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正しました。

差別につながる土地調査の条例での規制は、府の区域内の土地の取引に関連する場合に限られることから、全国レベルで実効性のある取組ができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、人権擁護の観点から関係省庁と連携し、差別につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、国民や業界団体への教育啓発をより一層強化するため、必要な財政措置を講じるなど、再発防止に向けた措置を講じてください。

**６　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律施行における外国人住民への配慮について**

我が国への定着性が高い永住者について、在留カードの常時携帯義務の免除、再入国許可、罰則など特別永住者と同様の改善を図るべく、出入国管理及び難民認定法附則に定められている在留管理のあり方の検討について、人権の観点を踏まえ早急に進めてください。

**７　ヘイトスピーチに対する取組の充実強化について**

平成２８年６月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）の趣旨を踏まえ、国において、法に基づく国の責務を踏まえた対策を引き続き講じるとともに、地方公共団体における取組に必要な財政措置等を講じてください。

とりわけ、インターネットを通じて行われる差別的言動を助長し又は誘発する行為の解消に向け、記事の削除など、より実効性ある制度の早期確立と積極的な周知を図り、地方公共団体が果たすべき役割を着実に実行できるよう、必要かつ十分な予算措置を講じてください。加えて、地方公共団体が行うヘイトスピーチへの対処に関しプロバイダの協力を得られるよう法改正も含めた制度等の整備を進めてください。

**８　「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策等について**

「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の責務を踏まえた運用方針及び具体的な施策の内容を早急に示すとともに、地方公共団体が施策を実施するために必要な財政措置を講じてください。

法第６条に基づき実施された部落差別の実態に係る調査については、令和２年６月に結果が公表されたが、調査結果を踏まえた相談体制の充実及び教育・啓発を始めとする部落差別の解消に向けた施策の実施に際し、地方公共団体が行う取組への必要な財政措置を講じてください。

**９　性的マイノリティの人権問題に関する国の施策等について**

大阪府では、性の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、令和元年１０月に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を制定し、性的指向及び性自認の多様性に関する府民の関心及び理解を深める教育や啓発を行うとともに、当事者や家族等の関係者への相談に取り組んでいます。また、性的マイノリティ当事者の方が安心して暮らせるよう、大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を令和２年１月から開始し、府内で同様の制度を実施している市との連携により、転居時に伴う手続の負担軽減を図っています。府内市町村においても、地域の実情に応じた様々な取組を行っていますが、地方公共団体の取組だけでは限界があります。

貴省においては、性の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざすため、性的マイノリティに関する特設サイトの開設や人権相談等に引き続き取り組んでいただくとともに、令和５年６月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨に鑑み、教育・啓発等の取組を一層進めてください。あわせて、地方公共団体が施策をより一層充実するために必要な財政措置を講じてください。

また、当事者の抱える課題等に対応するため性的マイノリティ当事者の方が家族と同様に認められるよう、各種制度の整備を各省庁へ積極的に働きかけてください。

**財務省**

**１　戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について**

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報が、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成２０年５月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成２３年には愛知県の行政書士等、平成２７年には東京都の司法書士、令和３年には栃木県の行政書士による不正請求事件等が全国的に発覚しています。

特に前述の愛知県の事件では、逮捕された法務事務所経営者の顧問税理士の関与も明らかになっております。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、貴省が監督する団体に対し、｢職務上請求書｣の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

**文部科学省**

**１　様々な人権問題の解決に向けた教育施策の充実について**

（１）大学においては、様々な人権問題の解決に向けた人権教育に係る講座、科目を設置し、積極的に実施するよう指導するとともに、特に教員養成機関においては必修としてください。

具体的には、大学の教職課程上の「道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指 導、教育相談等に関する科目」に「人権教育の方法及び技術に関連する内容」を位置付け、当該内容の講座開設を大学の任意の判断ではなく、国として必修化してください。

（２）人権教育を担う人材の養成のための高等教育機関の設置について

人権教育を体系的・計画的に推進していくためには、様々なレベルの指導者の養成が必要となりますが、とりわけ、人権研修・啓発のプランナーやそれらを養成する指導者、専門的な研究を行う指導者の養成機関として、夜間大学院（大学院大学）など、社会人の再教育も視野に入れた高等教育機関の設置に向けて、有効な取組が進められるよう適切な措置をお願いします。

また、高等教育機関において専門的・分野横断的で学術的・実践的な人権教育に係る研究等が可能となるよう、積極的に取り組んでください。

**２　大学生等の就職に係る公正な採用選考の取組について**

大阪府では、府内の大学、短期大学、高等専門学校の就職業務担当者が集まり、差別のない公正な採用選考の実現に向けて、学生向けポスターの掲示や学生向けリーフレットを配布するなど、大学生等（大学・短大・高等専門校・専修学校専門課程など高等教育機関の在校生及び卒業生、中途退学者を含む）及び企業等に対して「公正な採用選考」に関する啓発等に努めているところです。

しかしながら就職希望者の内定に係る個人情報を不正に扱っていた事件が発生するなど、引き続き公正採用について効果的な啓発が求められます。

大学生等の多くがインターネットのナビサイトを通じた就職活動を行っていることから、全国の大学等においても、大学生等の公正採用への認識をより深めるよう、教職員向けマニュアルを充実するとともにその活用を、厚生労働省と連携して要請してください。

また、各大学等の「学生向けのポータルサイト」等を通じ、大学生等への周知が図られるよう啓発のモデル文を作成するなど、厚生労働省と連携して働きかけを強化してください。

さらに、大学生等に対して発生した問題事象については、厚生労働省と連携し、個別の大学等に対する側面援助・啓発を行うなど、今後の問題発生を抑制するための取組を講じてください。

あわせて、採用選考において、就職活動中の学生らが匿名で使うＳＮＳアカウント（裏アカウント）を特定し、調べる、いわゆる「ＳＮＳ調査」は、就職差別につながるおそれがあることから、ＳＮＳ調査への注意喚起や啓発の内容については、全国統一的なメッセージが必要かつ効果的であるため、基本的な内容を示すとともに、求職者・学生に啓発してください。

**厚生労働省**

**１　日常生活自立支援事業における財政措置の充実等について**

日常生活自立支援事業における生活支援員を派遣する場合の利用料について、住民税非課税世帯等低所得世帯に対する利用料の一部免除等を実施できるよう財政措置を充実してください。

また、今後、補助基準等を含めた事業のあり方を検討するにあたり、円滑かつ持続的な運営が可能な制度となるよう、都道府県の意見を求めるとともに、国の考え方を速やかに明示してください。

**２　隣保館における財政措置等の充実について**

隣保館が、地域住民の福祉の向上や人権尊重の「コミュニティづくり」を進める拠点として、人権課題解決のための各種事業を市町の実情に沿って今後とも総合的に実施できるよう財政措置を充実するとともに、隣保館が地域に開かれたコミュニティセンターとして各種の相談事業等を実施するにあたり、各市町が地域の実情に即した対応を行うための体制整備や運営方式（指定管理者制度導入施設における非公務員館長の場合及び役所本庁と隣保館館長の兼務についても補助金対象とすること等を含め）を柔軟に選択できる制度見直しを講じてください。

また、地方改善施設整備事業についても、特に耐震化やバリアフリー化が喫緊の課題であることから、十分な財政措置を講じるとともに、工期が複数年に及ぶ事業についても、補助対象とするよう制度の見直しを講じてください。

**３　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく施策の実施について**

ハンセン病回復者及びその家族が、地域社会から孤立することなく、良好でかつ平穏な生活を営むことができるよう、①ハンセン病問題に関する啓発、②ハンセン病療養所入所者の社会復帰及び療養所退所者に対する社会生活支援の充実に向けて、引き続き国が自ら取り組むとともに、これらの事業を実施する地方公共団体が、継続して取り組むことができるよう必要な財政措置等を講じてください。

**４　精神障がい者の運賃割引等について**

我が国が批准した障害者権利条約には、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等が規定されています。

とりわけ、第２０条（個人の移動を容易にすること）においては、締約国は、障がい者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置として、「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」と記載されています。

しかしながら、公共交通機関において、身体障がい者及び知的障がい者については運賃割引の対象となっているにもかかわらず、精神障がい者については、一部事業者で精神障害者割引が導入されてきているものの、依然として多くの事業者では割引の対象外とされております。

 障害者基本法では、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者は同じ位置付けとなっていることからしても、公平性に欠けると考えられます。

ＪＲを始めとする公共交通機関に対し、精神障がい者に運賃割引が適用されるよう、関係省庁と連携して必要な措置を講じてください。

**５　大学生等の就職に係る公正な採用選考の取組について**

大阪府では、府内の大学、短期大学、高等専門学校の就職業務担当者が集まり、差別のない公正な採用選考の実現に向けて、学生向けポスターの掲示や学生向けリーフレットを配布するなど、大学生等（大学・短大・高等専門校・専修学校専門課程など高等教育機関の在校生及び卒業生、中途退学者を含む）及び企業等に対して「公正な採用選考」に関する啓発等に努めているところです。

全国の大学等においても、大学生等の公正採用への認識をより深めるよう、教職員向けマニュアルを充実するとともにその活用を、文部科学省と連携して要請してください。

また、各大学等の「学生向けのポータルサイト」等を通じ、大学生等への周知が図られるよう啓発のモデル文を作成するなど、文部科学省と連携して働きかけを強化してください。

大学生等の多くがインターネットのナビサイトを通じた就職活動を行っていますが、その運営事業者が就職希望者の内定に係る個人情報を不正に扱っていた事件が発生するなど、引き続き公正採用について効果的な啓発が求められます。業界団体に加え、ナビサイト事業者に対しても直接、公正な採用選考に反する設問の設定や個人情報の不適切な取り扱いが行われることが無いよう、啓発を行うとともに、ナビサイト事業者自身が「サイトを利用する企業」や大学生等に対して「公正な採用選考の考え方」などをサイト内で啓発するよう、継続的に要請を行ってください。

雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するためＩＬＯ第１１１号条約の早期批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めてください。また、現在、批准を妨げている課題を解消するため、国内で法整備が行われていない「募集採用段階における人種・皮膚の色・宗教・民族的出身または社会的出身に基づいて行われる差別を禁止する労働関係法」の早期制定・整備など必要な措置を講じてください。

あわせて、採用選考において、就職活動中の学生らが匿名で使うＳＮＳアカウント（裏アカウント）を特定し、調べる、いわゆる「ＳＮＳ調査」は、就職差別につながるおそれがあることから、次の対策を講じてください。

（１）採用選考におけるＳＮＳ調査については、就職差別につながることが懸念されることから、その実態把握に努めるとともに、問題事象を把握した場合には、適切に対応してください。

（２）求職者の個人情報の収集や第三者提供に係る同意の取り方などを定めたガイドラインを作成するとともに、ＳＮＳ調査における禁止事項等については法令等で定めてください。

（３）ＳＮＳ調査への注意喚起や啓発の内容については、全国統一的なメッセージが必要かつ効果的であることから、基本的な内容を示すとともに、求職者・学生に啓発してください。

**６　就職困難者等に対する雇用・就労支援施策の構築について**

働く意欲は高いものの、就労にあたり様々な課題を抱えた求職者のうち、既存の施策分野における各種制度では制度の狭間となり、支援が十分に行き届かない就職困難者に対し、身近な地域において、それぞれの実情に応じた雇用・就労支援を実現する相談体制を整備するなど、施策の強化・充実が図れるよう予算措置等を含めた新たな措置を講じてください。

また、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援にあたっては、個人の状況に応じた多様な支援が必要であり、企業に対しても雇用環境整備等の支援の仕組みが必要となってくることから、就労支援機能の強化・体制整備等の必要な財政措置を講じてください。

**７　戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について**

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報が、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成２０年５月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成２３年には愛知県の行政書士等、平成２７年には東京都の司法書士、令和３年には栃木県の行政書士による不正請求事件等が全国的に発覚しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、貴省が監督する団体に対し、｢職務上請求書｣の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

**８　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行に伴う体制整備について**

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」という。）が令和６年４月１日より施行されます。

女性支援法では、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」を対象とし、その発見に努め、相談に応じ、社会資源の活用等により支援を行う者として女性相談支援員が位置づけられております。

複雑で多様な課題を抱えた女性を支援していく上で、女性相談支援員の役割は非常に重要であると考えますが、その配置に関して都道府県は必置ですが、市町村においては努力義務とされております。また、配置されている女性相談支援員の多くは非常勤職員であり、安定した相談体制の構築を図るためには常勤職員の配置も必要であると考えますので、女性相談支援員の配置義務化及び常勤化について法整備等、必要な措置を講じてください。

加えて、女性相談支援員の資質向上を目的とした研修について、国の責任において実施していただくようお願いします。

**経済産業省**

**１　インターネットを悪用した差別行為の防止について**

インターネットを悪用した、いわゆる同和地区の所在地情報の流布や、外国人・障がい者等に対する偏見をあおるような情報の掲載、また、個人の名誉やプライバシーの侵害、新型コロナウイルス等の感染症に関する差別など、様々な人権侵害が発生しています。また、採用選考におけるＳＮＳ調査が企業からの依頼で調査会社において行われているとの報道があり、これらの調査は公正な採用選考に影響を及ぼすとともに差別につながる身元調査が行われることも懸念されます。

このような差別行為や人権侵害の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っておられますが、海外のサーバから直接情報を発信するケースなど、現行法等では有効な手段が取れない状況を踏まえ、引き続き、事業者の自主的なルール作りや利用者の情報モラルの啓発支援等、インターネットの健全な利用促進に向けた取組を講じてください。

**２　差別につながる土地調査への対応について**

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では、平成２３年１０月に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正しました。

差別につながる土地調査の条例での規制は、府の区域内の土地の取引に関連する場合に限られることから、全国レベルで実効性のある取組ができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、人権擁護の観点から関係省庁と連携し、差別につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、国民や業界団体に対し、教育啓発をより一層強化するなど、再発防止に向けた措置を講じてください。

**３　戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について**

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報が、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成２０年５月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成２３年には愛知県の行政書士等、平成２７年には東京都の司法書士、令和３年には栃木県の行政書士による不正請求事件等が全国的に発覚しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じてください。

**国土交通省**

**１　差別につながる土地調査及び宅地建物取引の場における人権問題への対応について**

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では、平成２３年１０月に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正しました。

差別につながる土地調査の条例での規制は、府の区域内の土地の取引に関連する場合に限られることから、全国レベルで実効性のある取組ができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、人権擁護の観点から関係省庁と連携し、差別につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、再発防止に向け、関係省庁と連携して関係業界団体を通じた全国事業所への指導及び国民への啓発等について、引き続き適切な措置を講じてください。

さらに、宅地建物取引において、宅地建物取引業者がいわゆる同和地区であるかどうかを調査する行為及び同和地区であることを教示する行為は、宅地建物取引業法の目的である業務の適正な運営及び取引の公正の確保を阻害することから、これらを「宅地建物取引業の運営に関し適正を欠く行為」として、「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」（国の指導監督基準）に盛り込んでください。

また、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正法が平成２９年１０月２５日に施行されましたが、現在もなお、高齢者や障がい者などという理由だけで入居拒否をする事案が発生しています。住宅セーフティネット機能の強化という同法改正の趣旨を踏まえ、このような入居拒否について「宅地建物取引業の運営に関し適正を欠く行為」として、「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」（国の指導監督基準）に盛り込んでください。

**２　戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について**

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報が、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成２０年５月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成２３年には愛知県の行政書士等、平成２７年には東京都の司法書士、令和３年には栃木県の行政書士による不正請求事件等が全国的に発覚しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じてください。

**３　精神障がい者の運賃割引等について**

我が国が批准した障害者権利条約には、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等が規定されています。

とりわけ、第２０条（個人の移動を容易にすること）においては、締約国は、障がい者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置として、「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」と記載されています。

しかしながら、公共交通機関において、身体障がい者及び知的障がい者については運賃割引の対象となっているにもかかわらず、精神障がい者については、一部事業者で精神障害者割引が導入されてきているものの、依然として多くの事業者では割引の対象外とされております。

 障害者基本法では、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者は同じ位置付けとなっていることからしても、公平性に欠けると考えられます。

ＪＲを始めとする公共交通機関に対し、精神障がい者に運賃割引が適用されるよう、関係省庁と連携して必要な措置を講じてください。

**警察庁**

**１　インターネット上の人権侵害対策取組の強化について**

インターネットを悪用した、いわゆる同和地区の所在地情報の流布や、外国人・障がい者等に対する偏見をあおるような情報の掲載、また、個人の名誉やプライバシーの侵害、新型コロナウイルス等の感染症に関する差別など、様々な人権侵害が発生しています。また、採用選考におけるＳＮＳ調査が企業からの依頼で調査会社において行われているとの報道があり、これらの調査は公正な採用選考に影響を及ぼすとともに差別につながる身元調査が行われることも懸念されます。

このような状況を踏まえ、人権尊重の視点に立ち、プロバイダや、ポータルサイトを運営する企業等への対応依頼や関係機関等への情報提供など、インターネット・ホットラインセンターによる取組を推進してください。

また、侮辱罪の法定刑が引き上げられたところであり、今後、さらなる適切な運用が図られるとともに、インターネット上で侮辱や名誉毀損等の被害にあわれた方からの相談等に対しては、住民に身近な警察署での取組を推進してください。

**個人情報保護委員会**

**１　個人情報の保護に関する法律における要配慮個人情報の取扱いについて**

「旧同和対策事業対象地域の所在地名」については、住民票その他と結合することにより、特定個人が旧同和対策事業対象地域の出身者であることが判明し、不当な社会的差別の原因となるおそれがあることから、取扱いに特に配慮を要するものとして、大阪府としては、これまで当該情報を要配慮個人情報として取り扱ってきました。

令和５年４月１日に、改正後の個人情報の保護に関する法律が施行され、同法に基づくルールが全国一律に適用されましたが、「旧同和対策事業対象地域の所在地名」は、同法で規定する要配慮個人情報には含まれないとの見解が示されています。

また、法改正後は、条例で規定できる要配慮個人情報は、同法の内容を超えて定めることができないため、当該情報を条例上の要配慮個人情報として定めることはできないとされています。

「旧同和対策事業対象地域の所在地名」が流布されることで、社会的差別が行われることのないよう、法体系の下で全国一律の対応として、個人情報の保護に関する法律の要配慮個人情報の定義に「旧同和対策事業対象地域の所在地名」を含めてください。

**こども家庭庁**

**１　ひとり親家庭等の自立支援策の充実について**

ひとり親家庭等の自立を支援するため、今後展開されるひとり親家庭等対策については、その生活実態を踏まえた、真に実効性ある施策を講じる必要があります。市及び福祉事務所設置町におけるひとり親家庭等福祉施策の取組が地域格差を生じることなく推進されるよう、母子・父子自立支援員及び母子・父子自立支援プログラム策定員にかかる人件費等事業実施に必要な財源を十分確保し、現況以上に地方へ負担を求めることのないよう配慮してください。

また、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」や「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、事業者への積極的な働きかけや必要な財政措置を講じてください。